

令和6年度 第2回

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県建設用・建築用金属製品、
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年10月1日(火) 13時55分～14時44分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 2 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に村上委員、部会長代理に岡田委員が選出された。			
2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「産業の魅力を高め、優秀な人材を確保してくためには、労働の価値を高める必要がある。我々の産業は職場が暑く、怪我と隣り合わせであることから、賃金面での考慮が必要である。労働者不足は全国的、全産業的な問題であるが、労働者代表委員が所属する企業では全部門とも人員不足となっている。学生は安定志向から大手企業志望が増加しているものの、明るい材料がないわけではなく、中小企業を希望する学生が4割を超えるというデータもある。一方、新卒者の離職増加も問題となっており、賃金の低さを理由に離職した新卒者は2割を超えている。現在、デジタル化、機械化が進んでいるが、それを扱うのは人であり、人材確保、定着を担う要素として、特定最賃における他産業との優位性の確保は重要である。」との意見表明がなされた。 使用者代表委員からは「物価上昇、人材確保のため、多少の賃上げの必要性は理解しているが、経営体質の脆弱な中小、零細企業では、まだコロナ禍で受けたダメージが癒えていない。原材料費の高騰もあり、依然ギリギリのところ企業経営を行っており、賃金を上げる状況にならず雇用を守るのが精一杯である。原材料高騰にかかる価格転嫁は、ある程度顧客から耳を傾けてもらえるようになってきている所もあるが、中小、零細企業では中々難しい状況が続いている。人材確保という意味では、賃上げが必要であるがそれは企業経営が耐えうるレベルとなる。」との意見表明がなされた。 その後、労働者代表委員から、「労働協約上最も低い賃金額1,060円と現在の最低賃金の差額58円を引上げ額とする。」との金額提示がなされた。 使用者代表委員からは、金額提示はされなかった。			
3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。			

第2回 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会

日 時 10月4日（金）午前10時00分～

会 場 合同庁舎4号館2階11号会議室

主な議題 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について